

平成 30 年度第 1 回福知山市入札制度改革等検討委員会 議事概要

開催日時及び場所	平成 30 年 8 月 30 日 (木) 午後 2 時 10 分～午後 3 時 15 分 市民交流プラザふくちやま 視聴覚室 (3 階)	
出席委員名簿 (職業)	委員長 <small>たかはし</small> 高橋 <small>ゆきお</small> 行雄 (弁護士、現福知山市入札監視委員会委員長) 委 員 <small>きし</small> 岸 <small>みちお</small> 道雄 (立命館大学政策科学部教授) 委 員 <small>せきね</small> 関根 <small>えいじ</small> 英爾 (ジャーナリスト (元京都新聞論説委員))	
議事概要	1 開会 2 あいさつ (高橋委員長) 3 議事 (1) 公募によるニーズ調査について ◇ 幅広いアイデアを募ることを基本にスキームを作成する。 ◇ 市として公平性公正性の要素を盛り込んだスキームを考えていく。 (2) 福知山市公募型プロポーザル方式ガイドラインの運用について ◇ 変更内容について了承を得た。 4 閉会	
委員からの意見・質問とそれに対する回答	意見・質問等	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり

意見・質問等	回答等
<p data-bbox="240 371 639 405">公募によるニーズ調査について</p> <p data-bbox="240 465 778 741">国土交通省の示した手引きに基づき新たに福知山市独自のスキームを作成されるということだが、何らかの文章を作るといふことか。 承認の中に議会がないが、議会はどのような位置づけになるのか。</p> <p data-bbox="240 801 778 1025">サウンディング型市場調査を実施するにあたり、コンプライアンスを含めて市民に公平性・公正性・透明性をきちんと説明できる仕組みが必要と考えるが具体的にはどのように考えているか。</p> <p data-bbox="240 1711 778 1883">地元意見の反映や市の方向性の決定などがあるが、最初から限定しすぎでは折角の幅広いサウンディングによるニーズの拾い上げの意味が損なわれるのではないか。</p>	<p data-bbox="809 465 1347 689">運用をするに当たって何らかの取決めをしたいと考えている。 サウンディング型市場調査は対話であって契約行為ではないため、この段階での議会の承認等は考えていない。</p> <p data-bbox="809 801 1347 1648">サウンディング型市場調査において対話相手は公募により広く募るため、参加に関する公平性は確保される。 また結果の公表に関しては、どこまで情報を出せるのか十分確認したうえで公表するため、企業ノウハウの保護と透明性の確保もできるようになっている。 提案されたアイデアをそのまま採用するのではなく、市で十分に審査した後、事業案として採用する。 また全てにおいて公共施設マネジメント推進本部会議でチェックし、契約監理課においてもしっかりチェックしたいと考えている。 事業者と事前に接触することに関しては、本市にはコンプライアンス制度ガイドブックがあり、それに従って対応するため、その辺りの懸念も問題ないと考えている。</p> <p data-bbox="809 1711 1347 1984">想定される施設が学校等の教育施設が大部分で、地元の方には思い入れのある施設になる。それを無視して望まれていない施設を作るのは無理があるため、施設所管課が地元にも十分話を聞くということは絶対に必要になる。その中で委員長が言われたとお</p>

<p>サウンディング型市場調査の市場とは地元の人を考えているのか、もっと広いエリアを考えているのか。誰から意見を聞くのかという点をはっきりしないと何をやっているのか市民には見えてこないと思うが。</p> <p>地元だけでなく市全体に波及効果のあるアイデアも提案されてくると考えるが、地元を重視してほしいという意見もあると思うが、何を判断基準にしていくのか。</p> <p>福知山市であれば水害への対策をどうするのかといったことも広く意見を聞いてもいいのではないかと。</p> <p>小さいコミュニティでは利用しきれない施設でも、他の観点から集客が見込めるようなアイデアが出てくるかもしれない。幅広く聞いていかないと折角のサウンディング型市場調査の意味がなくなる。どんな</p>	<p>り、幅広く聞くということがサウンディング型市場調査の大きなメリットであるので、その辺りのマッチングが課題になると思われるが、公共施設マネジメント推進本部会議が間に入りそこである程度コントロールできると考える。</p> <p>サウンディング型市場調査をする前段階として、地元との調整がある。こういった施設がいいのか大卒の方向性がないと調査することも難しいし、地元貢献も考えてほしいという意見もある。その辺りを十分事前に調整したうえで、サウンディング型市場調査の際には、事業をできる可能性のある法人に広く意見を出してもらおうものと考えている。</p> <p>既存の施設があって、利用人口が減って使われなくなり、なくしてしまうのか再利用するのかの判断を迫られた際にこの調査が出てくる。地元聞くというのは一つの前処理であり、地元協議を受け公共施設マネジメントの中で、どうしていくのかを判断する。基準は難しいが、当然効率や利率を踏まえたうえで判断していきたい。</p> <p>広がっていけばそういったことも考えられるが、現在考えているのは、そこまでの話ではなくある対象物についての利活用をまずは考えている。</p>
--	---

<p>アイデアが出るかも分からないので、できるだけ門戸を広げることが重要と考える。当然地元からのアイデアや要望もあるだろうが、それらのニーズをどういうふうに積み上げていくのかぜひ具体化してもらいたい。</p> <p>サウンディング型市場調査について公平性・公正性・透明性に関する要素や、調査から公募までの運用を市として統一的に示す必要があるのではないかと課題で提起されているが、具体的にどうされるのか。</p> <p>検討事項の中に福知山市独自のスキームを作成するとあるので、具体的なスキーム作りに入ると思うが、市の施設が有効に利用されることが何より大事であり、幅広い良いアイデアを募るということを基本姿勢として、是非そういう方向にスキームを作っ ていただきたい。</p>	<p>意見を聞く業者を限定せず様々な人に手を上げていただいて対話で意見を述べる機会を設けることになる。サウンディング型市場調査の対話の際には、場を設けて時間を区切って話を聞くため、公平性・公正性は確保できると考える。</p> <p>透明性に関しては、まず条件をしっかりと公募をするということと、サウンディング型市場調査を行った後に、企業ノウハウを考慮しつつ結果をしっかりと公表することで透明性を確保するという仕組みにしたいと考えている。</p> <p>他市のサウンディング型市場調査の実施要綱などを見ても、公平性・公正性をしっかりと確保するといった意味合いが書いてあるが具体的な記述が無いことから、本市としても国の手引きをベースとして、そこに福知山市としての公平性・公正性の要素を実現すべくスキームを今年度しっかりと考えていきたい。</p> <p>地元調整をしっかりと行っていくが、地元施設の立地条件等で政策的にどういう分野でということもあったりする。言われたようにもっと広いエリアの考え方などを含めてスキームを作成していきたいと考えている。</p>
--	---

サウンディングの場合、本当にゼロからアイデアを募る場合以外にも、先ほど言われたように市としての公共施設マネジメントが有り総合計画の中でどのように発展させていきたいという方向性にそった形でのアイデアがほしい場合もある。用途に対してどこまで限定するのか、また広げるのかということはケースバイケースかと思う。そこを踏まえつつガイドラインに盛り込んでいただきたい。

実施はいつ頃を目処とするのか今後のスケジュールを聞きたい。

福知山市公募型プロポーザル方式ガイドラインの運用について

評価基準の市内企業の点を、きめ細やかなサービスを着目点として業務実施面で評価するとあるが、市内企業には拘らないということを表示するのか、拘るが文言上出さないということか。

道路工事などでは、何かあった際に直ぐ対応できるということがあるが、業務委託は必ずしも市内企業でないといけないということは無いと考える。市内企業であること自体が本当に必要でなければ、あくまでも市内企業云々に関わらず、きめ細やかなサービスを着目点としそこで判断するということか。

年内にもう一度この場を設けさせていただいて議論をし、遅くとも来年4月から使いたいと考えている。

文言上は市内企業5点というのは出さないということになる。当然市内の企業はきめ細やかなサービスはできる。そういう意味で業務実施面で評価をするということにはなるが、特にこれを評価基準として出すということとはしない。

一般的に、その業務の詳細な仕様書を書ききれないものや、業者の技術の提案によってより良いサービスの提供が出来ることに期待が出来るものをプロポーザル方式として採用している。本市の調達理念としては地元企業優先だが、プロポーザルにおいてはサービス面や提案の内容で評価することが原則的・本質的なところの考えであり、市内企業ということで点数を付け

基本的にプロポーザル方式を採用する理由は二つあり、高度専門的な技術の問題、発想が優れているということがプロポーザル方式を採用する理由になると考える。

よって、それ以外の理由の比重を高めることは、なぜプロポーザルをするのかということになる。地元かどうかといった狭いエリアを限るとということが発想からして合わない。市内業者に限るとか入札参加資格の要件に当てはまらないということだと、一般競争入札にかけたら済むのではないかということになる。果たしてこの案件がプロポーザル方式に相応しいものなのかどうか、これを厳しく問われることになると思う。

プレゼンテーションはこの9件の内一部又は全部でされたことはあるのか。

高度に専門的な技術の何が売りなのか、技術的にどうなのかについては当然質問があって、それも評価の重要なポイントになると考えられるので、プレゼンテーションは行った方が良いと思う。

ることはせずに、評価の中で当然きめ細やかな対応が出来るということで評価することとした。

当然、プロポーザル方式を採用する理由に合致しないものについては一般競争入札にし、当てはまるものだけをプロポーザル方式にできる。そこをクリアしたものが評価基準に基づき評価をすることになる。

プロポーザル方式は特殊な業務が多いこともあり、当然市内企業が全て入るわけではない。評価をすれば市内企業5点という評価をするのではなく、きめ細やかなサービスが出来るという着目点に限って、業務の実施面で評価をするということになる。

ガイドラインでは提案書の提出を求め審査して答えを出すという場合と、プレゼンテーションの日程を調整して各社のプレゼンテーションを聞いて評価する場合があるが、実績として全てプレゼンテーションをやっている。